



早いもので今年も3月になりました。年度末で何かと忙しい時期ですが、今年のお花見の予定はたてられたでしょうか。東京の桜開花予想は今のところ3月25日頃だそうです。

花見といえば1594年に豊臣秀吉が5千人もの人を引き連れて行った吉野の花見が有名ですが、奈良県吉野山の開花予想は4月上旬頃となっています。3万本もの桜が密集しているそうです！！

交通規制があるくらい混雑するようですが、是非一度行ってみたいものです。

## ～ Q&A ちょっとした疑問を解決！ ～

**Q1. 昨年から事業を始めた個人事業主です。収入が少ないこともあり、会計の手間が少ないといわれていた白色申告で済ませたいと思っています。注意すべきことを教えてください。**

平成25年以前は、不動産・事業・山林所得の合計金額が300万円以下の白色申告者には記帳や帳簿・書類などの保存義務が求められていませんでした。しかし税制改正で平成26年分の申告からすべての白色申告者にそうした対応が義務付けられるようになりました。

白色申告者は日々の合計金額をまとめて記載するといった簡易な記帳方法が認められていますが、**青色申告者には単式簿記による記帳でも10万円の控除が受けられるなどのメリットがあります**ので、青色申告にチャレンジすることも検討してください。



**Q2. 昨年二つの土地を売却しました。どちらの土地も昨年中に売買契約を締結しており、引き渡しは今年4月の予定です。譲渡所得はいつ申告すべきですか？**

譲渡所得は、「資産を譲渡した日」の属する年分の所得として翌年に申告します。

ここでいう資産を譲渡した日とは、**原則として売買などの譲渡契約に基づき資産を引き渡した日を指しますが、売買契約の締結日に譲渡があったものとして確定申告することもできます。**

土地や建物を売った時の譲渡所得は**所有期間が5年超だと「長期譲渡所得」として所得税率15%、住民税率5%となります。5年以下であれば「短期譲渡所得」として所得税率30%、住民税率9%です。**

(所有期間は譲渡年の1月1日時点で判断します)

このように長期譲渡所得と短期譲渡所得では2倍近くの税率があるため、譲渡日によって長期・短期が分かれる場合は、長期譲渡所得になるような選択をしましょう。

**Q3. 薬局の販売薬に関する新たな医療費控除特例が創設されると聞きましたが、どのような制度なのでしょう。**

平成29年の確定申告分から、一定の医薬品の購入費用を所得から控除できるようになります。

ここでいう医薬品は「**スイッチ OTC 医薬品**」と呼ばれるものです。これは「オーバー・ザ・カウンター」の頭文字を由来とした名称で、カウンター越しに販売する医薬品、具体的にはドラッグストアや薬局で販売されている医薬品を指します。

**1年間で1世帯が購入したスイッチ OTC 薬の合計額が1万2千円を超えたときに、8万8千円を限度に総所得金額から控除できます。**

スイッチ OTC 薬は医療費控除の対象でもあり、今回の特例と従来の医療費控除の両方を適用することは出来ず、**どちらかの控除を選択適用**することになります。

適用期間は平成29年～33年です。

**今年の購入額は対象になりませんのでご注意ください。**



【平成28年度の国の税収はどれくらい?】

平成28年度政府予算案の一般会計総額は、96.7兆円と過去最大になりました。

今回は「経済再生と財政健全化の両立」がポイントで、具体的には「一億総活躍社会の実現」「持続可能な社会保障制度の確立」「事前防災・減災対策の充実や老朽化対策など国土強靱化の推進」「教育の質向上や科学技術の基盤強化」などが挙げられています。

一般会計の歳出内訳は、社会保障関係費が31.9兆円で最も多く全体の約33%を占めています。一方、これを支える歳入は税収と公債金でまかなわれます。

昭和60年度の税収は38.2兆円で、バブル景気で一番高かった平成2年度は60.1兆円でした。そして今年度は、消費税率が8%になったことや企業業績の向上などにより、57.6兆円の税収が見込まれています。

国の税収には、法人税・所得税・相続税・贈与税・印紙税・消費税・酒税・たばこ税などさまざまありますが、

そのうち最も税収が多いのは所得税で今年度は17.9兆円が見込まれています。

その他では消費税が17.1兆円、法人税が12.2兆円で、これら3つの税が税収のほとんどを占めます。



社会保障の負担などで公債金の残高が増える日本ですが、その残高を増やさないためにも経済再生が進み財政が健全化されることを願っていますね。

※ストレスチェックの義務化と内容※

昨年12月1日に、改正労働安全衛生法が施行され、**ストレスチェックの実施と報告が義務付けられました。**

ストレスチェックとは労働者が自分のストレス状態を知ること、 「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するためのしくみです。

**具体的には質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することになります。**

対象は**労働者50人以上の事業場及び同事業場を持つ会社**となっており、**第1回の報告は遅くとも2016年11月30日までに行うことが必要**になります。



基本的な手順や導入準備に関しては、厚労省のHPや政府インターネットビの動画をご確認ください。

※スタッフブログ※

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。  
<http://ameblo.jp/yaraichotax/>

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
安定した運勢でスムーズに物事が運びます。特に何事も早めに片付けるよう取り組むことでさらに吉運アップ!	積極的に活動したくなる運勢ですが単独行動を慎み、周囲との和を心掛けると予想以上の成果が期待できます。	何かと空回りが多くて不安定な月。今は焦らず、できることを確実にこなしていくことが開運につながります。	対人運が吉の今月は、人との交流にツキがあります。大勢が集まる場所に顔を出すと噂情報を得られます。



優経税理士法人

～(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ☎http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。